

**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第460号）**  
〔個人情報の漏えい等報告書部分公開決定審査請求事案〕  
(答申日：令和7年10月9日)

**第一 審査会の結論**

大阪府教育委員会が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別紙に記載した情報については公開すべきである。大阪府教育委員会が行ったその余の判断は、妥当である。

**第二 審査請求に至る経過**

- 1 令和4年3月31日付で、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）  
(1) (略)  
(2) 令和3年度に「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づいて作成された「様式第18条第3項関連」による文書全て  
(3)～(8) (略)  
以下、略
- 2 令和4年5月2日付で、実施機関は、本件請求（2）に関するものとして、「個人情報の漏えい、滅失、損傷等について（令和3年度作成分）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書のうち、下記（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（2）のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）公開しないことと決定した部分  
府立学校生徒等個人が特定され得る情報  
(2) 公開しない理由  
条例第9条第1号に該当する。  
本件行政文書の非公開部分には、個人情報が漏えいした府立学校生徒を特定しうる情報が含まれており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものに該当するため。
- 3 令和4年5月12日付で、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三 審査請求の趣旨**

適切な文書を公開すること。

## **第四 審査請求人の主張要旨**

審査請求人の主張は、次のとおりである。

### 1 審査請求書における主張

公開された文書における黒塗り基準にばらつきがあるため、統一の基準で再度正しく決定すること。

### 2 反論書における主張

本件公開決定文書は、そもそも公開・非公開の基準が不明確であると既に審査請求において主張したとおりである。公開された資料はPDFで120頁があるので、連番の頁数で記載する。

例えば、12頁では、高校名が秘匿されているが、電話番号は公開されているので〇〇高校と確定できるし、他の頁では公開されているので、この部分は公開されるべきである。また、23頁では、漏洩した個人情報の人数が4名と記載されているので、人数は公開されるべきであるし、34頁では漏洩等の概要について「高等部」と書かれているので他の部分でも中等部や高等部などの所属は公開されるべきである。45頁では事実経過3行目に「〇〇部」とあるので部活動名は公開されるべきである。さらに、94頁では、クラス名が公開されているので、他の該当箇所においても公開されるべきであるし、事実経過5行目には「〇〇（生徒名）」とあり、最終行には「〇〇（生徒名）」宅とあるので、生徒名も公開されるべきである。まさに実施機関における事務能力の低さが露見しているものである。

なお、この公開資料の公開によってさらなる情報漏洩が発生したのかどうか定かではないので、別途、確認のために情報公開請求を予定している。

## **第五 実施機関の主張要旨**

実施機関の主張は、次のとおりである。

### 1 弁明書における主張

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

##### ア 審査請求人は、審査請求の理由において

「公開された文書における黒塗り基準にばらつきがあるため、統一の基準で再度正しく決定すること」と主張している。

イ 条例第9条第1号においては、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは公開してはならないとする。

ウ 文書の非公開部分は、「府立学校生徒等個人が特定され得る情報」であり、特定個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるものに該当することから、条例第9条第1号の規定に基づき非公開とすることが妥当である。

ただし、審査請求人の本審査請求には、どの非公開部分について、どのような理由に基づいて問題とするのか、一切特定がない。したがって、審査請求人はどの非公開部分について違法性ないし不当性を争うのか、不明な点があることは補足しておく。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、庁内で個人情報の漏えいや紛失（以下「漏えい等」という。）の事案が発生等した場合に定められた様式により庁内の個人情報取扱事務管理者に報告する際に作成されるものであり、その様式には、所属、担当者、電話（内線）番号、漏えい等の発覚日、漏えい等の概要、漏えい等した個人情報が記載された行政文書名、漏えい等した個人情報の内容、漏えい等した個人情報の人数、発生原因、事実経過、影響範囲、再発防止策、公表予定日等の記載欄がある。

### 3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件行政文書のうち、府立学校生徒等個人が特定され得る情報は条例第9条第1号に該当する旨主張するので、以下検討する。

#### （1）条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって（要件1）、

イ 特定の個人が識別され得るものうち（要件2）、

ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（要件3）が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

そして、個人識別性の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討する必要がある。

照合すべき他の情報の範囲を検討するに、「他の情報」とは、一般人において容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、特定人が保有し、又は入手し得る情報を照合することにより、特定の個人が識別され得るものを持むと解する。

この点、本件について検討すると、1つの学校における個人情報の漏えい件数は多いものではなく、さらに府立学校生徒は日々同じ生徒と過ごしており、お互い様々な個人情報を共有していることから、本件行政文書の性質及び内容を考慮し、「他の情報」には、通常、当該学校の関係者が有する情報も含めて個人識別性を判断するべきである。

## （2）条例第9条第1号の該当性について

実施機関が非公開とした部分について、以下検討する。

ア 生徒の氏名及びこれを特定し得る情報について

生徒の氏名は、「個人に関する情報」であって（要件1）、「特定の個人を識別できるもの」であること（要件2）が明らかであり、情報漏えい等に關係することについては、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる（要件3）ことから、条例第9条第1号に該当する。

また、当該生徒の生活状況等生徒に係る個人情報や該当の組についても、これを明らかにすれば、その時期に在籍した生徒や教職員には情報漏えい等に關係する生徒を特定し得る情報であるといえることから、条例第9条第1号に該当する。

イ 教職員の氏名及びこれを特定し得る情報について

審査会において、対象文書を見分したところ、府立学校生徒個人が特定され得る情報のみならず、教職員が特定され得る情報も非公開とされている。

（ア）情報漏えい等に關係する教職員の氏名及びこれを特定し得る情報

情報漏えい等に關係する教職員（自己の情報につき漏えい等をされた教職員及び当該情報の漏えい等を行った教職員。以下、両者を合わせて「漏えい等に關係する教職員」

という。) の氏名及びこれを特定し得る情報について検討する。教職員の氏名は特定の個人を識別し得る情報である(要件1及び要件2)が、公務員の職務に関連する情報としての氏名は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められないとして公開されている。しかし、漏えい等に関する教職員の氏名について検討すると、漏えい等をされた教職員の氏名は公務員の職務に関連する情報とはいはず、自己の情報が漏えい等をされた事実は一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる(要件3)。また、漏えい等をされた教職員の入事情報等についても、これを明らかにすれば、その時期に在籍した生徒や教職員には漏えい等をされた教職員を特定し得る情報であるといえることから、要件1及び要件2に該当し、上記のとおり自己の情報が漏えい等をされた事実は一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる(要件3)。よって、漏えい等をされた教職員を特定し得る情報は条例第9条第1号に該当する。

漏えい等を行った教職員は人事管理における検討の対象となり得るもので、その氏名は庁内であっても共有される情報ではない。自身が漏えい等を行ったという事実は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる(要件3)。以上により、漏えい等を行った教職員の氏名は、条例第9条第1号に該当する。

また、漏えい等を行った教職員が教科担当である場合、その教科及びその教科の準備室等の当該教科を特定し得る情報は、公開されると、当該事案の発生した時期に在籍した生徒や教職員が漏えい等を行った教職員を特定し得る(要件1及び要件2)情報である。自身が漏えい等を行ったという事実は上記のとおり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる(要件3)ことから、漏えい等を行った教職員の担当教科を特定し得る情報は条例第9条第1号に該当する。

#### (イ) その他教職員の氏名及びこれを特定し得る情報

漏えい等に関する教職員以外の教職員の氏名及びこれを特定し得る記載について検討する。教職員の氏名は特定の個人を識別し得る情報である(要件1及び要件2)が、漏えい等に関する教職員以外の教職員の氏名及びこれを特定し得る記載については、公務員の職務に関連する情報であることが確認された。これらは、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められないことから、要件3に該当せず、条例第9条第1号に該当しない。

#### ウ 学年、学部、漏えい等した個人情報の人数、個人情報を漏えい等した当時の状況、漏えい等した日について

上記3(2)ア及びイ(ア)に記載のとおり、情報漏えい等に関する生徒の生活状況等生徒に係る個人情報や該当の組、教職員の入事情報といった情報漏えい等をされた教職員が明らかとなる情報や情報漏えい等を行った教職員の担当している教科、その教科の準備室等は、条例第9条第1号に該当する。

一方で、実施機関は、それ以外の情報についても、情報漏えい等に関する生徒の特定につながり得るとして非公開にしていると解されることから、以下検討する。審査会において、本件行政文書を見分したところ、当該学校の関係者であっても、学年、学部等を公開することにより、漏えい等に関する生徒や教職員が特定されるおそれがあるとは認められなかった。

以上より、情報漏えい等に関する生徒の生活状況等生徒に係る個人情報や該当の組、教職員の人事情報といった情報漏えい等をされた教職員が明らかとなる情報や情報漏えい等を行った教職員の担当している教科、その教科の準備室等以外の学年、学部、漏えい等した個人情報の人数、個人情報を漏えい等した当時の状況、漏えい等した日については、条例第9条第1号には該当しない。

## 6 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

## 7 付言

条例前文において、「個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、「知る権利」の保護と個人の尊厳の確保に資する」と記されている。しかし、実施機関の開示した文書は、黒塗り漏れや他の情報から黒塗り部分を推測できるものが散見され、個人のプライバシーが最大限に保護されているとはいえない。個人のプライバシーに関する情報の取扱いについては、十分に注意を払う必要がある。

また、部分公開決定通知書や弁明書における公開しない理由には、生徒を特定し得る情報が含まれていることのみを記載しているが、非公開としている情報の中には、生徒の特定には至らないにもかかわらず、漏えい等に関する教職員を特定し得る情報が含まれていた。部分公開決定通知書や弁明書には、公開しない理由について、公開しない箇所及びその理由が請求者に明らかになるよう記載する必要がある。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榎原 和穂、高野 恵亮

別紙

本件行政文書（作成日、所属）	公開すべき情報
令和3年9月13日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> <li>・学部</li> </ul>
令和3年12月27日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい等した個人情報の人数</li> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> </ul>
令和3年12月13日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> <li>・漏えい等した個人情報の人数等</li> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> </ul>
令和3年12月27日（教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい等した日</li> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> </ul>
令和4年3月9日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> <li>・漏えい等した個人情報の人数等</li> <li>・漏えい等した日</li> </ul>
令和4年2月15日（大阪府立〇〇高等学校）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> </ul>
令和4年3月9日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい等した日</li> <li>・学年</li> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> </ul>
令和4年2月1日（教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> <li>・漏えい等した個人情報の人数等</li> </ul>
令和3年9月14日（大阪府立〇〇高等学校）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい等した個人情報の人数等</li> </ul>
令和3年12月27日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい等した日</li> </ul>
令和3年12月9日（大阪府教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> </ul>
令和4年3月31日（教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> <li>・漏えい等した個人情報の人数等</li> <li>・個人情報を漏えい等した当時の状況</li> </ul>
令和4年2月3日（教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報漏えいに関係する教職員以外の教職員氏名及びこれを特定し得る情報</li> </ul>
令和4年3月16日（教育庁〇〇室〇〇課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年</li> </ul>

令和4年3月30日（大阪府教育庁  
○○室○○課）

・学部